

職員退職金規則

(退職金の支給対象者)

第1条 勤続1年以上の職員が退職（死亡の場合を含む）または職員就業規則第23条の規定により解雇されたときは、この規則の定めるところにより退職金を支給する。

(勤続年数の算定)

第2条 勤続年数は以下により算定する。

- (1) 勤続年数は採用の日の属する月から起算し、退職、死亡、解雇の日の属する月までの満年とする。
- (2) 勤続年数に満たない端数を生じたときは、その端数は勤続年数に加えない。
- (3) 欠勤手当支給期間は勤続年数に算入する。
- (4) 休職期間は業務上の傷病または本協議会の都合上やむをえない必要により休職を命じられた場合に限り勤続年数に算入する。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、退職時の俸給月額に勤続年数を乗じた金額とする。

(退職金の不支給)

第4条 懲戒解雇された者に対しては、退職金を支給しない。ただし、情状により会長は前条の範囲内で定める額を支給することができる。

(退職金の受給権者)

第5条 退職金は請求により退職者本人に対し直接支給する。ただし、死亡による退職のときはその遺族に対して支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 前条に規定する遺族は以下の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが、職員が死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）。
- (2) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で第3号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号および第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

- 3 退職金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(慰労金)

第7条 勤続年数が1年に満たない退職者には、会長は正副会長会の議を経、その者の1か月の給与の額以内で慰労金を支給することができる。この場合においては第2条の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和元年9月1日以降退職した者に適用する。